

# 藤田医科大学大学院学則（案）

昭和53年規程第1号

施行 昭和53年4月1日

改正 令和5年4月1日

## 第1章 総 則

（目 的）

第 1 条 藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）は、藤田医科大学学則第2条の2に基づき設置され、それぞれの研究科において、次の事項を目的とする。

- (1) 医学研究科は、医学に関する学術の理論及び応用を研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、医科学分野の基礎的・独創的研究と高度先進医療・健康開発活動を推進する臨床医科学研究、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことに重点を置き、指導的人材となる研究者、教育者及び臨床医を養成すること
- (2) 保健学研究科は、保健学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、国民の健康増進と学術文化の進展に寄与するとともに、指導的人材となる高度専門職業人、研究者及び教育者を養成すること

（自己評価等）

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

## 第2章 大学院の組織

（研 究 科）

第 2 条 本大学院に医学研究科及び保健学研究科（以下、各研究科という）を置く。

（専門職大学院）

第2条の2 本大学院医学研究科に専門職大学院を置く。

（大学院の課程）

第 3 条 医学研究科に修士課程及び博士課程、専門職大学院に専門職学位課程、保健学研究科に修士課程及び博士後期課程を置く。

2. 医学研究科の修士課程は、基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備え、既成概念にとらわれない自由な発想を有する研

究者及び医療従事者を育成することを目的とする。

3. 医学研究科の博士課程は、独創的研究によって学術水準の向上に寄与し得る研究者の養成を主眼とし、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
4. 専門職学位課程は、病院経営学、病院管理学、医療政策学・医学の知見と国際社会に通用する思考力に基づき、健全な病院経営実現のための高度専門知識の基盤を固め、課題発見及び分析能力並びに実践能力を有する高度の専門職人材の育成を目的とする。
5. 保健学研究科の修士課程は、医学・医療に対する基礎的・応用的知識を与え、医学（基礎医学）研究者、教育者及び高度専門職業人の育成を目的とする。
6. 保健学研究科の博士後期課程は、保健学の中の医療科学の領域に精通し、高度な知識と科学的根拠に基づき、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究開発能力と高い倫理観を有した教育者、研究者及び指導者の育成を目的とする。

（専攻）

第 4 条 医学研究科の修士課程に医科学専攻を置き、次の領域を設ける。

- (1) 医科学領域
2. 医学研究科の博士課程に医学専攻を置き、次の領域を設ける。
  - (1) 基礎医学領域
  - (2) 臨床医学領域
3. 専門職大学院の専門職学位課程に病院経営学・管理学専攻を置き、次の領域を設ける。
  - (1) 病院経営学・管理学領域
4. 保健学研究科の修士課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。
  - (1) 臨床検査学領域
  - (2) 看護学領域
  - (3) 医用放射線科学領域
  - (4) リハビリテーション学領域
  - (5) 臨床工学領域
  - (6) 医療経営情報学領域
5. 保健学研究科の博士後期課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。
  - (1) 医療検査科学領域
  - (2) 放射線科学領域
  - (3) リハビリテーション科学領域
  - (4) 保健医療科学領域

（教員）

第 5 条 研究科ごとに研究指導及び授業を担当する教員を置く。なお、設置す

る教員については別に定める。

2. 必要に応じ研究所及び研究施設所属の教授等を、これに充てることができる。

(研究科長)

- 第 6 条 研究科ごとに研究科長を置き、各々の研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。ただし、保健学研究科の研究科長については、医療科学部長及び保健衛生学部長のうちから学長が指名するものをもって充てる。

(全学教学運営委員会)

- 第 7 条 本大学院において、管理運営に関する重要な事項については、全学教学運営委員会にて審議する。

2. 全学教学運営委員会の管理及び運営に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

- 第 8 条 本大学院の各研究科に各々研究科委員会を置き、医学研究科においては専門分野教授、保健学研究科においては専門分野担当教授（以下併せて、担当教授という）をもって構成する。

2. 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下、学長等という）がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べることができる。

4. 研究科委員会は、第 2 項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長等に伝えることができる。

5. 研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

### 第 3 章 修業年限及び在学期間並びに収容定員

(修業年限)

- 第 9 条 医学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、博士課程においては、少なくとも 3 年以上在学しなければ課程修了は認められない。

(1) 修士課程 2 年

(2) 博士課程 4 年

2. 専門職大学院の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 専門職学位課程 1 年 6 月

3. 保健学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 修士課程 2年
  - (2) 博士後期課程 3年
4. 学長は、保健学研究科において、学生が、就業、育児、介護等を理由に、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な長期履修を願い出たときは、許可することができる。なお、許可に際しては当該研究科委員会に意見を求めることができる。
5. 前項の手続きに関する規程は、別に定める。

(在学期間)

第 10 条 在学期間は、次の各号に掲げる年数を超えることはできない。

- (1) 医学研究科修士課程 4年
- (2) 医学研究科博士課程 8年
- (3) 専門職大学院専門職学位課程 3年
- (4) 保健学研究科修士課程 4年
- (5) 保健学研究科博士後期課程 6年

(収容定員)

第 11 条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	5名	10名				
	医学専攻			52名	208名		
	病院経営学 ・管理学専攻					10名	20名
	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名

研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程	
		1学年の定員	収容定員	1学年の定員	収容定員
保健学研究科	保健学専攻	50名	100名		
	医療科学専攻			8名	24名
	計	50名	100名	8名	24名

#### 第 4 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 12 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、次の各号に掲げる場合の学年は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 秋期入学者 10月1日に始まり、翌年9月30日に終る
- (2) 専門職大学院専門職学位課程第2学年 4月1日に始まり、同年9月30日に終る。

(学 期)

第 13 条 学年を次の前期又は春期、後期又は秋期の2期に分ける。

前期／春期 4月1日から9月30日まで  
後期／秋期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 前項の学期の呼称は、各研究科において定める。

(休業日)

第14条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学開学記念日（10月10日）
- (4) 創設者総長藤田啓介先生顕彰の日（6月11日）
- (5) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
- (6) 夏季休業 7月下旬から9月下旬までの間で各研究科にて定める。
- (7) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで

2. 学長は、必要により休業日を変更することができる。

## 第5章 入学、休学、復学、転分野、転学、退学、再入学及び除籍

(入学期)

第15条 入学の時期は、毎年度、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 医学研究科修士課程及び保健学研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年以上の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 昭和28年文部省告示第5号に基づき文部科学大臣の指定した者
- (6) 各研究科において個別の資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者

2. 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科、歯学部又は6年制の獣医学部、6年制の薬学部を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者
- (3) 昭和30年文部省告示第39号に基づき文部科学大臣の指定した者
- (4) 医学研究科において第1号に定める学部（学科）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3. 保健学研究科の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 平成元年文部省告示第118号に基づき文部科学大臣の指定した者
  - (4) 保健学研究科において個別の入学資格審査により第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者
4. 専門職大学院専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のすべてに該当する者又は個別資格審査により次の各号のすべてに該当する者と同等以上であると認めた者とする。
- (1) 医師免許を有し、10年以上の実務経験を有する者
  - (2) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の病院経営・管理の実務に取り組み、地域を支えるリーダーとなることを志す者
  - (3) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の医療専門職業等に就いており、病院経営・管理に関する高度の専門的知識や実務能力の修得を志す者

(入学出願手続)

第 17 条 入学を志願する者は、本大学院指定の入学願書に履歴書、成績証明書、推薦書及び入学検定料を添え、定められた期間内に提出しなければならない。

(入学選考)

第 18 条 学長は、入学を志願する者について、選考の上、合格者を決定する。

2. 入学選考は、学力試験、面接について行うものとする。ただし、試験の方法は、各々の研究科委員会（以下、各研究科委員会という）がその都度定める。

(入学手続)

第 19 条 選考の結果、合格した者は、指定の期日までに所定の入学金及び授業料を納付し、別に定める手続きを完了しなければならない。

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(休学)

第 20 条 学長は、休学を希望する者が疾病その他やむを得ない事由により、その事由を記載し、医学研究科においては医学研究科長、保健学研究科においては保健学研究科長（以下併せて、各研究科長という）を経て願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、疾病による場合は医師の診断書を提出しなければならない。

2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不適當と認めるときは、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 21 条 休学の期間（以下、休学期間という）は、当該年度をまたぐことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

2. 休学期間は在学期間に算入しない。
3. 休学期間は、通算してそれぞれ所属する専攻の修業年限を超えることができない。

(復学)

第 22 条 学長は、休学期間内に疾病その他の事由が止んだとして復学を願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、休学の事由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転分野)

第 23 条 学長は、各研究科内における転分野を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することができる。

2. 前項により転分野を希望する者は、所属する担当教授の推薦書を願書に添付して、各研究科長に願い出るものとする。
3. 学長は、転分野出願者に対する考査の方法について、その都度決定するものとする。
4. 学長は、第 1 項の許可をするときは、既に履修した授業科目及び単位数、並びに在学期間について、決定しなければならない。
5. 学長は、第 3 項及び前項の決定に際しては各研究科委員会に意見を求めることができる。

(転学)

第 24 条 学長は、他の大学院への転学を希望するとして、願い出た者がいるときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に転学願を提出するものとする。

2. 学長は、本大学院への転学を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、許可することができる。
3. 学長は、前項の許可をするときは、転学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学期間について、決定しなければならない。
4. 学長は、第 2 項の許可及び前項の決定に際しては各研究科委員会に意見を求めることができる。

(退学)

第 25 条 学長は、退学を希望する者が、その事由を記載して退学を願い出たときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に退学願を提出するものとする。

(再入学)

第 26 条 学長は、前条により退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、考査の上、これを許可することができる。

(除籍)

第 27 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、これを除籍する。

- (1) 正当の事由がなく所定期日までに授業料を納入しない者

- (2) 第10条に規定する期間を超えた者
- (3) 死亡した者
- (4) 病気その他やむを得ない事由により、成業の見込みがないと認められた者

## 第6章 分野、授業科目及び単位数

(分野及び授業科目)

- 第 28 条 各研究科の教育課程は、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 2-1、別表 2-2 のとおりとする。
- 2. 授業科目は、必修科目と選択科目とする。
  - 3. 授業科目の学年配分及び毎週授業時間数は、医学研究科においては医学研究科委員会、保健学研究科においては保健学研究科委員会において定める。

(単位の計算方法)

- 第 29 条 授業科目の単位数の計算は、講義及び演習については15時間又は30時間、実験及び実習については30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

## 第7章 履修方法等

(研究指導及び授業)

- 第 30 条 各研究科における研究指導は、原則として担当教授（保健学研究科においては教授又は准教授とし、以下同じ）が担当する。
- 2. 各研究科における授業は、原則として第5条第1項に定める教員が担当する。ただし、必要に応じて第5条第2項に定める教員が担当する。
  - 3. 前項にかかわらず、教育上有益と各研究科委員会で認められるときは、客員教授、客員准教授、客員講師に授業を担当させることができる。

(履修方法)

- 第 31 条 学生は在学期間中に、各研究科所定の授業科目を履修し、次に定める所定の単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文（保健学研究科修士課程における課題研究論文及び医学研究科専門職学位課程における課題研究成果物報告書を含む）を提出し、かつ第37条に定める最終試験に合格しなければならない。なお、履修方法の詳細については別に定める。

課 程	所定 単位数	備 考
医学研究科修士課程	30	
医学研究科博士課程	30	
専門職大学院専門職学位課程	30	

保健学研究科修士課程	30	ただし、臨床検査学領域 遺伝カウンセリング分野においては37単位、生殖補助医療分野においては34単位、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位、医療経営情報学領域 医療通訳分野においては32単位
保健学研究科博士後期課程	14	ただし、保健医療科学領域においては16単位

2. 選択科目の履修については、予め担当教授の指導に従う。
3. 担当教授が研究指導上必要と認めたときは、研究科内の他の専門分野を履修させることができる。
4. 教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において、研究指導又は授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修届)

第 32 条 学生は、前条第 1 項第 2 号の規定に従い、担当教授の指導を受けた上、履修しようとする授業科目を選定し、毎学年始めに、担当教授の承認を得て所定の期日までに、各研究科長に届け出なければならない。

(他の大学院における履修)

第 33 条 学長は、教育上有益であると研究科委員会が認め、意見を述べるときは、学生（医学研究科の修士課程を除く）が他の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。なお、研究科委員会は、許可に先立ち当該大学院と協議するものとする。

2. 前項により修得した単位は、次の各号に掲げる単位数を限度に課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。
  - (1) 医学研究科博士課程 6 単位
  - (2) 保健学研究科修士課程 10 単位
  - (3) 保健学研究科博士後期課程 4 単位

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 学長は、保健学研究科の修士課程の学生が本大学院への入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、保健学研究科委員会に意見を求め、本大学院に入学した後の、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、10単位を超えない。

## 第 8 章 課程修了の認定

(履修授業科目の認定)

第 35 条 各授業科目履修の認定は、試験又は研究報告等により授業科目担当教

員が、学期末又は学年末に行う。

2. 研究科長は、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対し、追試験を行うことができる。ただし、その時期は研究科長が定める。

(成績の評価)

第 36 条 授業科目の成績は、合格又は不合格とする。

2. 研究科長は、授業科目に不合格の者に対し、再試験を行うことができる。

(論文の審査及び最終試験)

第 37 条 医学研究科における学位論文の審査は、医学研究科委員会で選出する3名以上の教授が行う。

2. 保健学研究科における学位論文の審査は、保健学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。
3. 審査委員には、必要に応じて当該研究科委員会委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。
4. 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、学位論文を中心として、これに関連のある内容について口頭又は筆答により行う。

(課程の修了)

第 38 条 課程の修了日は、学位論文の審査及び最終試験に合格し、学位記が授与された日とする。

## 第9章 学 位

(学位授与)

第 39 条 学長は、医学研究科修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士（医科学）の学位を授与する。

2. 学長は、医学研究科博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（医学）の学位を授与する。ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が4年未満であっても学位を授与することができる。
3. 学長は、学長は、専門職大学院専門職学位課程に1年6月以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、病院経営学・管理学修士（専門職）の学位を授与する。
4. 学長は、保健学研究科修士課程に2年以上在学して30単位（保健学専攻 臨床検査学領域 遺伝カウンセリング分野においては37単位、生殖補助医療分野においては34単位、看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位、医療経営情報学領域 医療通訳分野においては32単位）以上を

修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、次の各号に掲げるとおり修士の学位を授与する。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 臨床検査学領域      | 修士（保健学） |
| (2) 看護学領域        | 修士（看護学） |
| (3) 医用放射線科学領域    | 修士（保健学） |
| (4) リハビリテーション学領域 | 修士（保健学） |
| (5) 臨床工学領域       | 修士（保健学） |
| (6) 医療経営情報学領域    | 修士（保健学） |

5. 学長は、保健学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位（保健医療科学領域においては16単位）以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（医療科学）の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。

（論文博士）

第 40 条 本大学院の医学研究科の博士課程以外の者で博士（医学）の学位を希望して論文を提出する場合は、藤田医科大学学位規程の定めるところにより、これを受理する。

2. 前項の論文審査は第37条と同様にこれを行い、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を修了した者と同等以上に広い学識を有することが試問等により確認された者に対し、博士（医学）の学位を授与する。

## 第10章 学 費

（入学検定料、入学金、授業料）

第 41 条 入学検定料、入学金、授業料については別表3、別表4のとおりとする。

2. 既納の授業料は如何なる事由があっても、一切返還しない。  
3. 授業料は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の授業料は翌年度から適用される。

（納入期日）

第 42 条 授業料は、毎年4月（秋期入学者は10月）末日までに納入しなければならない。

2. 研究科長は、授業料を前項に定める期日までに納入しない者には督促し、なお、納入を怠る者には、受講を禁止し、試験を受けさせないことができる。

（学費の減免）

第 43 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その年度の授業料について当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 授業料の未納を理由として除籍されたとき 授業料全額

- (2) 前条第1項の納入期日までに授業料未納の学生が死亡したとき 授業料全額
- (3) 学年の末日までに翌学年の休学を願い出て、学長の許可を得たとき 翌学年の授業料の半額

## 第11章 外国人学生及び科目等履修生

### (外国人学生)

- 第44条 学長は、第16条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者がある場合において、本大学院の教育、研究に支障のないときは、研究科委員会にて選考の上、入学を許可することができる。
2. 前項により入学を志願する者には、外務省在外公館、又は本邦所在の外国公館の推薦書を求めることができる。
  3. 外国人学生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

### (科目等履修生)

- 第45条 学長は、保健学研究科の修士課程の授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、保健学研究科委員会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。
2. 科目等履修生の入学資格は、第16条第2項に定める資格を有する者とする。
  3. 科目等履修生の履修科目の認定は、履修した授業科目につき第35条を準用する。
  4. 科目等履修生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

### (ダブル・ディグリー生)

- 第46条 学長は、ダブル・ディグリープログラムに参加することを希望する者がある場合において、本大学院の教育、研究に支障のないときは、研究科委員会にて選考を経て、ダブル・ディグリー生として、これを許可することができる。
2. ダブル・ディグリー生の入学資格は、第16条に定める資格を有し、かつ本学と外国等の大学間で締結したダブル・ディグリープログラムに関する要件を満たす者とする。
  3. ダブル・ディグリープログラムの実施に必要な事項及びダブル・ディグリー生に関しその他必要な事項に関する規程は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

### (表彰)

第 47 条 学長は、本大学院学生のうち、人物及び学術が特に優秀な者を表彰することができる。

2. 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第 48 条 学長は、本大学院学生が本大学院教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為をしたときは、研究科委員会の調査、審議を経て、これを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3. 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱すなど学生としての本分に反した者

4. 懲戒の手続きに関する規程は、別に定める。

### 第 13 章 補 則

(学則の変更)

第 49 条 この学則を変更しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この学則は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、変更することがある。

### 附 則

1. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2. この変更学則は、昭和62年4月1日から施行する。

3. この変更学則は、平成2年4月1日から施行する。

4. この変更学則は、平成3年4月1日から施行する。

5. この変更学則は、平成3年7月1日から施行する。

ただし、第9条は平成4年度から適用する。

6. この変更学則は、平成11年4月1日から施行する。

7. この変更学則は、平成13年4月1日から施行する。

8. この変更学則は、平成16年4月1日から施行する。

9. この変更学則は、平成18年4月1日から施行する。

10. この変更学則は、平成19年4月1日から施行する。

11. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。

12. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。

13. この変更学則は、平成21年4月1日から施行する。

14. この変更学則は、平成22年4月1日から施行する。

15. この変更学則は、平成23年4月1日から施行する。
16. この変更学則は、平成24年4月1日から施行する。
17. この変更学則は、平成25年4月1日から施行する。
18. この変更学則は、平成26年4月1日から施行する。
19. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
20. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
21. この変更学則は、平成28年4月1日から施行する。
22. この変更学則は、平成29年4月1日から施行する。
23. この変更学則は、平成30年4月1日から施行する。
24. この変更学則は、平成30年10月10日から施行する。
25. この変更学則は、平成31年4月1日から施行する。
26. この変更学則は、令和2年4月1日から施行する。
27. この変更学則は、令和3年4月1日から施行する。
28. この変更学則は、令和4年4月1日から施行する。
29. この変更学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 - 1 医学研究科医科学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考		
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位			
医 学 研 究 科	医 科 学 専 攻	医 科 学 領 域	共 通 科 目	医科学概論	1	医学セミナー	1			
				人体形態学概論	2	疾患モデル科学	1			
				人体機能学概論	2	医科学演習Ⅱ	1			
				社会医学概論	2					
				生命科学特論Ⅰ	2					
				生命科学特論Ⅱ	1					
				医科学基礎演習	6					
			生理化学							
			機能形態学							
			分子病態解析学							
			分子腫瘍学							
			分子病理学							
			ウイルス・寄生虫学							
			生理学							
			神経生理学							
			生化学							
			薬理学							
			公衆衛生学							
			予防医学			医科学研究	10			
			微生物学			医科学プログレス	1			
			法医学			医科学演習Ⅰ	1			
			医用データ科学							
			医学教育開発学							
			神経・腫瘍のシグナル解析学							
			分子遺伝学							
			難病治療学							
			遺伝子発現機構学							
システム医科学										
神経行動薬理学										
腫瘍遺伝子制御学										
先進がん免疫療法学										

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位			備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	
医 学 研 究 科			共通科目	医 学 セ ミ ナ ー 選 択 式 セ ミ ナ ー	2 2		研究の目的により、 選択科目として他の 授業科目を履修する ことができる。修得 した単位は、10単位 (講義4単位、実習 6単位)を超えない 範囲で、必修科目に 充当できる。
			医 学 研 究 科	基 礎 医 学 専 攻 領 域	機 能 形態学	機 能 形 態 学 講 義 機 能 形 態 学 実 習	
	分 子 病 態 解析学	分 子 病 態 解 析 学 講 義 分 子 病 態 解 析 学 実 習			8 18	分 子 病 態 解 析 学 講 義 分 子 病 態 解 析 学 実 習	
	分 子 腫瘍学	分 子 腫 瘍 学 講 義 分 子 腫 瘍 学 実 習			8 18	分 子 腫 瘍 学 講 義 分 子 腫 瘍 学 実 習	
	分 子 病理学	分 子 病 理 学 講 義 分 子 病 理 学 実 習			8 18	分 子 病 理 学 講 義 分 子 病 理 学 実 習	
	ウイ ルス・寄 生虫学	ウ イ ル ス ・ 寄 生 虫 学 講 義 ウ イ ル ス ・ 寄 生 虫 学 実 習			8 18	ウ イ ル ス ・ 寄 生 虫 学 講 義 ウ イ ル ス ・ 寄 生 虫 学 実 習	
	生 理 学	生 理 学 講 義 生 理 学 実 習			8 18	生 理 学 講 義 生 理 学 実 習	
	神 經 生理学	神 經 生 理 学 講 義 神 經 生 理 学 実 習			8 18	神 經 生 理 学 講 義 神 經 生 理 学 実 習	
	生 化 学	生 化 学 講 義 生 化 学 実 習			8 18	生 化 学 講 義 生 化 学 実 習	
	薬 理 学	薬 理 学 講 義 薬 理 学 実 習			8 18	薬 理 学 講 義 薬 理 学 実 習	
	公 衆 衛生学	公 衆 衛 生 学 講 義 公 衆 衛 生 学 実 習			8 18	公 衆 衛 生 学 講 義 公 衆 衛 生 学 実 習	
	予 防 医学	予 防 医 学 講 義 予 防 医 学 実 習			8 18	予 防 医 学 講 義 予 防 医 学 実 習	
	微 生 物 学	微 生 物 学 講 義 微 生 物 学 実 習			8 18	微 生 物 学 講 義 微 生 物 学 実 習	
	法 医 学	法 医 学 講 義 法 医 学 実 習			8 18	法 医 学 講 義 法 医 学 実 習	
	医 用 デ ー タ 科学	医 用 デ ー タ 科 学 講 義 医 用 デ ー タ 科 学 実 習			8 18	医 用 デ ー タ 科 学 講 義 医 用 デ ー タ 科 学 実 習	
	医 学 教育学	医 学 教 育 学 講 義 医 学 教 育 学 実 習			8 18	医 学 教 育 学 講 義 医 学 教 育 学 実 習	

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位			備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	基 礎 医 学 領 域	医学教育 開発学	医学教育開発学 講義	8	医学教育開発学 講義	研究の目的により、選 択科目として他の授業 科目を履修することが できる。修得した単位 は、10単位（講義4単 位、実習6単位）を超 えない範囲で、必修科 目に充当できる。
				医学教育開発学 実習	18	医学教育開発学 実習	
			神経・腫瘍 のシグナル 解析学	神経・腫瘍のシグナル解析学 講義	8	神経・腫瘍のシグナル解析学 講義	
				神経・腫瘍のシグナル解析学 実習	18	神経・腫瘍のシグナル解析学 実習	
			分 子 遺伝学	分 子 遺 伝 学 講 義	8	分 子 遺 伝 学 講 義	
				分 子 遺 伝 学 実 習	18	分 子 遺 伝 学 実 習	
			難 病 治療学	難 病 治 療 学 講 義	8	難 病 治 療 学 講 義	
				難 病 治 療 学 実 習	18	難 病 治 療 学 実 習	
			遺 伝 子 発 現機構学	遺 伝 子 発 現 機 構 学 講 義	8	遺 伝 子 発 現 機 構 学 講 義	
				遺 伝 子 発 現 機 構 学 実 習	18	遺 伝 子 発 現 機 構 学 実 習	
			シ ス テ ム 医科学	シ ス テ ム 医 科 学 講 義	8	シ ス テ ム 医 科 学 講 義	
				シ ス テ ム 医 科 学 実 習	18	シ ス テ ム 医 科 学 実 習	
			神 経 行 動 薬理学	神 経 行 動 薬 理 学 講 義	8	神 経 行 動 薬 理 学 講 義	
				神 経 行 動 薬 理 学 実 習	18	神 経 行 動 薬 理 学 実 習	
			腫 瘍 遺 伝 子 制御学	腫 瘍 遺 伝 子 制 御 学 講 義	8	腫 瘍 遺 伝 子 制 御 学 講 義	
				腫 瘍 遺 伝 子 制 御 学 実 習	18	腫 瘍 遺 伝 子 制 御 学 実 習	
			先 進 が ん 免 疫療法学	先 進 が ん 免 疫 療 法 学 講 義	8	先 進 が ん 免 疫 療 法 学 講 義	
				先 進 が ん 免 疫 療 法 学 実 習	18	先 進 が ん 免 疫 療 法 学 実 習	
			呼 吸 器 内 科学	呼 吸 器 内 科 学 講 義	8	呼 吸 器 内 科 学 講 義	
				呼 吸 器 内 科 学 実 習	18	呼 吸 器 内 科 学 実 習	
			リウマチ・ 膠原病 内科学	リウマチ・膠原病内科学 講義	8	リウマチ・膠原病内科学 講義	
				リウマチ・膠原病内科学 実習	18	リウマチ・膠原病内科学 実習	
			内 分 泌 ・ 代 謝 内科学	内 分 泌 ・ 代 謝 内 科 学 講 義	8	内 分 泌 ・ 代 謝 内 科 学 講 義	
				内 分 泌 ・ 代 謝 内 科 学 実 習	18	内 分 泌 ・ 代 謝 内 科 学 実 習	
腎 臓 内 科学	腎 臓 内 科 学 講 義	8	腎 臓 内 科 学 講 義				
	腎 臓 内 科 学 実 習	18	腎 臓 内 科 学 実 習				
循 環 器 内 科学	循 環 器 内 科 学 講 義	8	循 環 器 内 科 学 講 義				
	循 環 器 内 科 学 実 習	18	循 環 器 内 科 学 実 習				
脳 神 経 内 科学	脳 神 経 内 科 学 講 義	8	脳 神 経 内 科 学 講 義				
	脳 神 経 内 科 学 実 習	18	脳 神 経 内 科 学 実 習				

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位数

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位数			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医学研究科	医学専攻	臨床医学	消化器内科学Ⅰ	消化器内科学Ⅰ 講義 消化器内科学Ⅰ 実習	8 18	消化器内科学Ⅰ 講義 消化器内科学Ⅰ 実習	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位（講義4単位、実習6単位）を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
			消化器内科学Ⅱ	消化器内科学Ⅱ 講義 消化器内科学Ⅱ 実習	8 18	消化器内科学Ⅱ 講義 消化器内科学Ⅱ 実習	
			先端光学診療学	先端光学診療学 講義 先端光学診療学 実習	8 18	先端光学診療学 講義 先端光学診療学 実習	
			地域診療連携・内科学	地域診療連携・内科学 講義 地域診療連携・内科学 実習	8 18	地域診療連携・内科学 講義 地域診療連携・内科学 実習	
			総合診療連携・内科学	総合診療連携・内科学 講義 総合診療連携・内科学 実習	8 18	総合診療連携・内科学 講義 総合診療連携・内科学 実習	
			精神神経科学	精神神経科学 講義 精神神経科学 実習	8 18	精神神経科学 講義 精神神経科学 実習	
			小児科学	小児科学 講義 小児科学 実習	8 18	小児科学 講義 小児科学 実習	
			皮膚科学	皮膚科学 講義 皮膚科学 実習	8 18	皮膚科学 講義 皮膚科学 実習	
			放射線医学	放射線医学 講義 放射線医学 実習	8 18	放射線医学 講義 放射線医学 実習	
			血液内科学	血液内科学 講義 血液内科学 実習	8 18	血液内科学 講義 血液内科学 実習	
			急性期総合医療・総合内科学	急性期総合医療・総合内科学 講義 急性期総合医療・総合内科学 実習	8 18	急性期総合医療・総合内科学 講義 急性期総合医療・総合内科学 実習	
			脳神経外科学	脳神経外科学 講義 脳神経外科学 実習	8 18	脳神経外科学 講義 脳神経外科学 実習	
			小児外科学	小児外科学 講義 小児外科学 実習	8 18	小児外科学 講義 小児外科学 実習	
			総合消化器外科学	総合消化器外科学 講義 総合消化器外科学 実習	8 18	総合消化器外科学 講義 総合消化器外科学 実習	
			先端ロボット・内視鏡手術学	先端ロボット・内視鏡手術学 講義 先端ロボット・内視鏡手術学 実習	8 18	先端ロボット・内視鏡手術学 講義 先端ロボット・内視鏡手術学 実習	
			外科・緩和医療学	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	8 18	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位			備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	臨 床 医 学 領 域	消化器 外科学	消化器外科学講義 消化器外科学実習	8 18	消化器外科学講義 消化器外科学実習	研究の目的により、選 択科目として他の授業 科目を履修することが できる。修得した単位 は、10単位（講義4単 位、実習6単位）を超 えない範囲で、必修科 目に充当できる。
			外科学	外 科 学 講義 外 科 学 実習	8 18	外 科 学 講義 外 科 学 実習	
			整形 外科学	整形外科学講義 整形外科学実習	8 18	整形外科学講義 整形外科学実習	
			整形外科 機能再建学	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	8 18	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	
			リハビリ テーション 医学Ⅰ	リハビリテーション医学Ⅰ 講義 リハビリテーション医学Ⅰ 実習	8 18	リハビリテーション医学Ⅰ 講義 リハビリテーション医学Ⅰ 実習	
			リハビリ テーション 医学Ⅱ	リハビリテーション医学Ⅱ 講義 リハビリテーション医学Ⅱ 実習	8 18	リハビリテーション医学Ⅱ 講義 リハビリテーション医学Ⅱ 実習	
			産婦人 科 学	産 婦 人 科 学 講義 産 婦 人 科 学 実習	8 18	産 婦 人 科 学 講義 産 婦 人 科 学 実習	
			産婦人 科 発育病態 医学	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	8 18	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	
			腎泌尿器 外科学	腎泌尿器外科学 講義 腎泌尿器外科学 実習	8 18	腎泌尿器外科学 講義 腎泌尿器外科学 実習	
			眼科学	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	8 18	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	
			耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科学	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	8 18	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	
			耳鼻咽喉科・ 睡眠呼吸学	耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 講義 耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 実習	8 18	耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 講義 耳鼻咽喉科・睡眠呼吸学 実習	
			麻酔・ 侵襲制御 医 学	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	8 18	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	
			麻酔・ 疼 痛 制 御 学	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	8 18	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	
			麻酔・ 蘇生学	麻酔・蘇生学 講義 麻酔・蘇生学 実習	8 18	麻酔・蘇生学 講義 麻酔・蘇生学 実習	
			心臓血管 外科学	心臓血管外科学 講義 心臓血管外科学 実習	8 18	心臓血管外科学 講義 心臓血管外科学 実習	

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位			備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	臨 床 医 学 領 域	呼吸器 外科学	呼 吸 器 外 科 学 講 義 呼 吸 器 外 科 学 実 習	8 18	呼 吸 器 外 科 学 講 義 呼 吸 器 外 科 学 実 習	研究の目的により、選 択科目として他の授業 科目を履修することが できる。修得した単位 は、10単位（講義4単 位、実習6単位）を超 えない範囲で、必修科 目に充当できる。
			呼吸器低 侵襲外科学	呼 吸 器 低 侵 襲 外 科 学 講 義 呼 吸 器 低 侵 襲 外 科 学 実 習	8 18	呼 吸 器 低 侵 襲 外 科 学 講 義 呼 吸 器 低 侵 襲 外 科 学 実 習	
			乳 腺 外科学	乳 腺 外 科 学 講 義 乳 腺 外 科 学 実 習	8 18	乳 腺 外 科 学 講 義 乳 腺 外 科 学 実 習	
			移植・ 再生医学	移 植 ・ 再 生 医 学 講 義 移 植 ・ 再 生 医 学 実 習	8 18	移 植 ・ 再 生 医 学 講 義 移 植 ・ 再 生 医 学 実 習	
			歯科・口腔 外科学	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 講 義 歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 実 習	8 18	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 講 義 歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 実 習	
			病 理 診断学	病 理 診 断 学 講 義 病 理 診 断 学 実 習	8 18	病 理 診 断 学 講 義 病 理 診 断 学 実 習	

別表1-3 医学研究科病院経営学・管理学専攻専門職学位課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	科目 区分	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位	
医 学 研 究 科	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 専 攻	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 領 域	基 礎 専 門 科 目	リーダーシップ・ガバナンス	1	DPC・診療情報分析論	1	
				病院経営戦略論	1	医療機能評価・JCI	1	
				財務会計論・経営分析・コスト分析	1			
				診療報酬・施設基準・関連法規	1			
				医療情報・電子カルテ	1			
				医薬品・医療材料管理	2			
				病院設計・施設設備	2			
				地域医療・医療マーケティング	1			
				医療の質管理・患者安全・臨床倫理	2			
				医療制度概論（医療法）・保険医療制度	2			
			医療産業論	1				
			応 用 専 門 科 目	病院経営の実際・病院再編統合	2			
				実践的に考える組織・人材マネジメント	2			
				多視点から考える総合経営	2			
病院経営学・管理学課題研究	8							

別表 2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学専攻	共通科目	保健学セミナー	2	アントレプレナーシップ概論	2	臨床検査学領域においては、共通科目の臨床検査学セミナーを必修科目とする。ただし、遺伝カウンセリング分野は除く。	
					生命倫理学	2		
					環境保健学概論	2		
					免疫学概論	2		
					健康科学概論	2		
					医療情報処理学	2		
					臨床遺伝学	2		
					臨床検査学セミナー	2		
					分子遺伝学特論	2		
					看護研究法	2		
					看護理論	2		
					コンサルテーション論	2		
					チーム医療論	1		
					保健医療福祉システム論	1		
					医療安全特論	1		
					生体情報工学	2		
					放射線情報処理学	2		
					放射線基礎医学	2		
					放射線衛生学	2		
					磁気共鳴画像解析学	2		
					リハビリテーション医学	2		
					リハビリテーション学概論	2		
					運動生理学特論	2		
	臨床教育学	2						
	運動機能障害	2						
	環境・病態生理学	2						
	臨床医工学	2						
	医用電子機械学	2						
	診療情報管理学概論	2						

別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考		
				必修科目	単位	選択科目	単位			
保健学研究科	保健学専攻	臨床	形態・細胞機能解析学分野	形態・細胞機能解析学特論	2	形態・細胞機能解析学特論	2			
				形態・細胞機能解析学演習	6					
				形態・細胞機能解析学特別研究	12					
			臨床生理・画像情報解析学分野	臨床生理・画像情報解析学特論	2				臨床生理・画像情報解析学特論	2
				臨床生理・画像情報解析学演習	6					
				臨床生理・画像情報解析学特別研究	12					
		基礎病態解析学分野	基礎病態解析学特論	2	基礎病態解析学特論	2				
			基礎病態解析学演習	6						
			基礎病態解析学特別研究	12						
		病態制御解析学分野	病態制御解析学特論	2			病態制御解析学特論		2	
			病態制御解析学演習	6						
			病態制御解析学特別研究	12						
臨床病態解析学分野	臨床病態解析学特論	2	臨床病態解析学特論	2						
	臨床病態解析学演習	6								
	臨床病態解析学特別研究	12								
予防医療情報解析学分野	予防医療情報解析学特論	2			予防医療情報解析学特論	2				
	予防医療情報解析学演習	6								
	予防医療情報解析学特別研究	12								
疾患モデル科学分野	疾患モデル科学特論	2	疾患モデル科学特論	2						
	疾患モデル科学演習	6								
	疾患モデル科学特別研究	12								

別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考				
				必修科目	単位	選択科目	単位					
保健学研究科	保健学専攻	臨床検査学	遺伝カウンセリング分野	基礎人類遺伝学	2			遺伝カウンセリング分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、臨床遺伝学、コンサルテーション論、分子遺伝学特論を必修科目とする。				
				基礎人類遺伝学演習	2							
				臨床遺伝学演習	1							
				遺伝関連情報・情報検索方法演習	1							
				遺伝医療と社会	1							
				遺伝医療と倫理演習	1							
				遺伝カウンセリング	1							
				遺伝カウンセリング演習	2							
				遺伝カウンセリング実習	6							
				遺伝カウンセリング特別研究	10							
			サレグニエンラスト分野	先端医療開発論	2				臨床研究コーディネート実習	2	臨床研究・治験概論 臨床研究・治験概論	臨床研究・治験概論を選択する場合は、病態制御解析学演習の受講を必須とする。
				臨床研究・治験概論	2				臨床研究・治験概論	2		
再生医療分野	レギュラトリーサイエンス特論	2				再生医療分野を専攻した場合は共通科目の生命倫理学、疾患モデル科学分野の疾患モデル科学特論、レギュラトリーサイエンス分野の臨床研究・治験概論を必修科目とする。						
	レギュラトリーサイエンス演習	6										
	レギュラトリーサイエンス特別研究	12										
	再生医療特論Ⅰ	2										
	再生医療特論Ⅱ	2										
製造演習	2											
品質管理・施設衛生管理演習	2											
再生医療特別研究	12											
生殖補助医療分野	生殖補助医療特論	2				生殖補助医療分野を専攻した場合は、共通科目の免疫学概論、臨床遺伝学、分子遺伝学特論、環境・病態生理学、疾患モデル科学分野の疾患モデル科学特論を必修科目とする。						
	生殖補助医療演習Ⅰ	4										
	生殖補助医療演習Ⅱ	4										
	生殖補助医療特別研究	10										

別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目		選択科目		
				単位		単位		
保	保	看	看護教育学分野	看護教育学特論Ⅰ	2	看護教育学特論Ⅰ	2	
				看護教育学特論Ⅱ	2	看護教育学特論Ⅱ	2	
看護教育学演習Ⅰ	2							
看護教育学演習Ⅱ	2							
看護教育学特別研究	10							
健	健	護	成人・老年看護学分野	セルフケア学特論Ⅰ	2	セルフケア学特論Ⅰ	2	
				セルフケア学特論Ⅱ	2	セルフケア学特論Ⅱ	2	
セルフケア学演習Ⅰ	2							
セルフケア学演習Ⅱ	2							
セルフケア学特別研究	10							
学	学	学	急性期・周術期分野	フィジカルアセスメント	2	フィジカルアセスメント	2	急性期・周術期分野を専攻した場合は、共通科目の健康科学概論、チーム医療論、医療安全特論を必修科目とする。
				病態生理学特論	2	病態生理学特論	2	
				臨床薬理学特論	2	臨床薬理学特論	2	
				クリティカルケア学特論	2	クリティカルケア学特論	2	
				外科医療病態診断学特論	2	外科医療病態診断学特論	2	
				総合内科学特論	3	総合内科学特論	3	
				外科患者管理学特論Ⅰ	3	外科患者管理学特論Ⅰ	3	
				外科患者管理学特論Ⅱ	3	外科患者管理学特論Ⅱ	3	
				急性期患者管理学特論	3	急性期患者管理学特論	3	
				在宅医療特論	1	在宅医療特論	1	
				急性期・外科患者管理演習	2	在宅医療特定行為実習	1	
				急性期・外科患者管理統合実習	19			
				急性期・周術期課題研究	5			
研	専	領	地域看護学分野	地域看護学特論Ⅰ	2	地域看護学特論Ⅰ	2	
				地域看護学特論Ⅱ	2	地域看護学特論Ⅱ	2	
				地域看護学演習Ⅰ	2			
				地域看護学演習Ⅱ	2			
				地域看護学特別研究	10			
究	専	領	看護管理学分野	看護管理学特論Ⅰ	2	看護管理学特論Ⅰ	2	
				看護管理学特論Ⅱ	2	看護管理学特論Ⅱ	2	
				看護管理学演習Ⅰ	2			
				看護管理学演習Ⅱ	2			
				看護管理学特別研究	10			
科	攻	域	精神保健看護学分野	精神保健看護学特論Ⅰ	2	精神保健看護学特論Ⅰ	2	
				精神保健看護学特論Ⅱ	2	精神保健看護学特論Ⅱ	2	
				精神保健看護学演習Ⅰ	2			
				精神保健看護学演習Ⅱ	2			
				精神保健看護学特別研究	10			
科	攻	域	小児看護学分野	小児看護学特論Ⅰ	2	小児看護学特論Ⅰ	2	
				小児看護学特論Ⅱ	2	小児看護学特論Ⅱ	2	
				小児看護学演習Ⅰ	2			
				小児看護学演習Ⅱ	2			
				小児看護学特別研究	10			

別表 2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学領域	看護	母性看護学分野	母性看護学特論Ⅰ	2	母性看護学特論Ⅰ	2	
				母性看護学特論Ⅱ	2	母性看護学特論Ⅱ	2	
				母性看護学演習Ⅰ	2			
				母性看護学演習Ⅱ	2			
				母性看護学特別研究	10			
		臓器移植コーディネータ分野	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植に伴う倫理	2	臓器移植コーディネータ分野を専攻した場合は、共通科目の生命倫理学、コンサルテーション論、チーム医療論を必修科目とする。	
			臓器移植医療論	2	臓器移植医療論	2		
			臓器移植コーディネータ特論	2	臓器移植コーディネータ特論	2		
			《レシピエント移植コーディネータコース》 レシピエント移植コーディネータ演習	2				
			レシピエント移植コーディネータ実習	5				
	臓器移植コーディネータ分野	レシピエント移植コーディネータ課題研究	5					
		《ドナー移植コーディネータコース》 ドナー移植コーディネータ演習	2					
		ドナー移植コーディネータ実習	5					
		ドナー移植コーディネータ課題研究	5					
	医学専攻	医学	脳神経画像科学分野	脳神経画像科学特論	2	脳神経画像科学特論	2	
				脳神経画像科学演習	4			
				脳神経画像科学特別研究	10			
		放射線科学分野	医用画像情報学	医用画像学特論	2	医用画像学特論	2	
				医用画像学演習	4			
医用画像学特別研究				10				
放射線科学分野		機能代謝画像情報学	機能代謝画像情報学特論	2	機能代謝画像情報学特論	2		
			機能代謝画像情報学演習	4				
			機能代謝画像情報学特別研究	10				
放射線安全管理分野	放射線安全管理学	放射線安全管理学特論	2	放射線安全管理学特論	2			
		放射線安全管理学演習	4					
		放射線安全管理学特別研究	10					
医学物理学分野	医学物理学	医学物理学特論	2	医学物理学特論	2	医学物理学臨床実習を選択する場合は、医学物理学演習の受講を必須とする。		
		医学物理学演習	4	医学物理学臨床実習	4			
		医学物理学特別研究	10					

別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考
				必修科目	単位	選択科目	単位	
保健学研究科	保健学	リハビリテーション	運動システム科学分野	運動システム科学特論	2	運動システム科学特論	2	
				運動システム科学演習	4			
				運動システム科学特別研究	10			
		リハビリテーション	摂食・嚥下治療学分野	摂食・嚥下治療学特論	2	摂食・嚥下治療学特論	2	
				摂食・嚥下治療学演習	4			
				摂食・嚥下治療学特別研究	10			
	リハビリテーション	作業療法科学分野	作業療法科学特論	2	作業療法科学特論	2		
			作業療法科学演習	4				
			作業療法科学特別研究	10				
	リハビリテーション	リハビリテーション機能形態学分野	リハビリテーション機能形態学特論	2	リハビリテーション機能形態学特論	2		
			リハビリテーション機能形態学演習	4				
			リハビリテーション機能形態学特別研究	10				
リハビリテーション	リハビリテーション教育科学分野	リハビリテーション教育科学特論	2	リハビリテーション教育科学特論	2			
		リハビリテーション教育科学演習	4					
		リハビリテーション教育科学特別研究	10					
専攻	臨床	生体物質構造機能学分野	生体物質構造機能学特論	2	生体物質構造機能学特論	2		
			生体物質構造機能学演習	4				
			生体物質構造機能学特別研究	10				
	工学	医用工学分野	医用工学特論	2	医用工学特論	2		
			医用工学演習	4				
			医用工学特別研究	10				
工学	人工臓器治療支援学分野	人工臓器治療支援学特論	2	人工臓器治療支援学特論	2			
		人工臓器治療支援学演習	4					
		人工臓器治療支援学特別研究	10					

別表2-1 保健学研究科保健学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考		
				必修科目	単位	選択科目	単位			
保健学研究科	保健学専攻	医療	医療マネジメント学分野	医療マネジメント学特論	2	医療マネジメント学特論	2			
				医療マネジメント学演習	4					
				医療マネジメント学特別研究	10					
			医療情報学	医療情報学特論	2				医療情報学特論	2
				医療情報学演習	4					
				医療情報学特別研究	10					
		健康経営学情報学専攻領域	医療通訳分野	臨床基礎医学	2	臨床基礎医学	2		医療通訳分野を専攻した場合は、共通科目のコンサルテーション論、国際医療保険制度概論、国際貢献医療論を必修科目とする。	
				医療関連法規	2	医療関連法規	2			
				医療通訳倫理概論	2	医療通訳倫理概論	2			
				多文化共生論	2	多文化共生論	2			
				医療通訳概論	2	医療通訳概論	2			
				医療通訳実習	6					
				医療通訳課題研究	4					
				《英語コース》						
				医療通訳英語	2	医療通訳英語	2			
				医療通訳英語実務	2	医療通訳英語実務	2			
				医療通訳英語演習	2					
				《中国語コース》						
				医療通訳中国語	2	医療通訳中国語	2			
				医療通訳中国語実務	2	医療通訳中国語実務	2			
				医療通訳中国語演習	2					

別表2-2 保健学研究科医療科学専攻 博士後期課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位				備考	
				必修科目	単位	選択科目	単位		
保健学研究科	医学	医療	生体情報検査科学	医療科学概論	2	保健医療連携展開学概論	2		
				医療科学研究論	2				
	放射線科学	医用量子科学			生体情報検査科学特論	2			
					生体情報検査科学演習Ⅰ (検査展開学)	2			
					生体情報検査科学演習Ⅱ (分子病態解析学)	2			
					生体情報検査科学演習Ⅲ (生体情報生理科学)	2			
				生体情報検査科学特別研究	6				
				医用量子科学特論	2				
				医用量子科学演習	2				
				医用量子科学特別研究	6				
	理学	リハビリテーション科学	リハビリテーション療法学分野			リハビリテーション療法学特論Ⅰ (リハビリテーション教育科学)	2		
							リハビリテーション療法学特論Ⅱ (運動制御計測科学)		2
						リハビリテーション療法学演習Ⅰ (リハビリテーション教育科学)	2		
						リハビリテーション療法学演習Ⅱ (運動制御計測科学)	2		
						リハビリテーション療法学特別研究	6		
	専攻	医療科学	保健医療連携学分野	保健医療専門職連携学特論	2		保健医療連携学 分野を専攻した 場合は、共通 (連携)科目の 保健医療連携 展開学概論を 必修科目とする。		
					保健医療専門職連携学演習			2	
				保健医療専門職連携学特別研究	6				
	専攻	保健医療科学	保健医療評価学分野	保健医療評価学特論	2		保健医療評価学 分野を専攻した 場合は、共通 (連携)科目の 保健医療連携 展開学概論を 必修科目とする。		
					保健医療評価学演習			2	
					保健医療評価学特別研究			6	

別表3 大学院医学研究科学費等

1. 修士課程は令和2年度入学者から、博士課程は平成23年度入学者から適用する。
2. 専門職学位課程は令和5年度入学者から適用する。
3. 博士課程は平成22年度以前の入学者については、入学時の授業料が適用される。

	修 士 課 程	博 士 課 程	専 門 職 学 位 課 程
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円	20,000 円
入 学 金	150,000 円	150,000 円	150,000 円
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 800,000 円	(1年目)900,000 円 (2年目)750,000 円
実 験 実 習 費	—	(自 己 支 弁)	—
計	900,000 円	950,000 円	(1年目)1050,000 円 (2年目)750,000 円

別表4 大学院保健学研究科学費等

1. 修士課程は平成24年度入学者から、博士後期課程は平成27年度入学者から適用する。
2. 入学手続時においては、入学金及び年間授業料のうち375,000円を納付すること。

	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円
入 学 金	150,000 円	150,000 円
授 業 料	(年) 750,000 円	(年) 750,000 円
計	900,000 円	900,000 円

## 藤田医科大学大学院医学研究科委員会規程（案）

平成26年規程第12号

施行 平成26年 9月 1日

改正 令和 5年 4月 1日

### （目的）

第1条 この規程は、藤田医科大学大学院学則（以下、学則という）第8条に基づき、藤田医科大学大学院医学研究科（以下、本研究科という）の重要事項を審議する大学院医学研究科委員会（以下、本委員会という）について定めることを目的とする。

### （研究科委員会の構成）

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる者（以下、委員という）をもって構成する。

（1）研究科長

（2）本研究科の専門分野教授

2. 本委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
3. 委員長は、その指名により委員長代理、副委員長又は委員長補佐を置くことができる。
4. 委員長代理は、委員長の職務を代理する。
5. 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
6. 委員長補佐は、委員長を助ける。
7. 委員長は、委員に欠員を生じた場合は、代行の委員を定めることができる。
8. 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を陪席させることができる。

### （任期）

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### （招集及び議長）

第4条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、委員長代理、副委員長の順に従い、その職務を代行する。

### （議事録等）

第5条 本委員会には、書記1名を置き、委員長がこれを委嘱する。

2. 書記は、事務を処理し、本委員会の議事録を作成の上、保管する。

### （定例会及び臨時会）

第6条 本委員会は、定例会と臨時会からなる。

2. 定例会は、原則として定期的に年6回開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は臨時会を開催することができる。

### （定足数）

第7条 本委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。

2. 前項の委員の定足数には、外国留学中の者及び休職中の者は加えない。

(議決)

第8条 本委員会の議事は、特に定める場合のほか、出席した委員の過半数の賛成をもってこれを決する。なお、可否同数のときは、議長が決する。

2. 議事において票決を要するときは、無記名投票により行う。

(審議事項)

第9条 本委員会は、学則第8条第2項に定める事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。

2. 本委員会は、学則第8条第3項に定める事項について審議し、学長又は研究科長の求めに応じて、意見を述べることができる。

3. 本委員会は、前各項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長又は研究科長に伝えることができる。

(課程主任会議の設置)

第10条 本研究科の教育を円滑かつ適正に運営するため、本委員会のもとに本研究科課程主任による大学院医学研究科課程主任会議（以下、課程主任会議という）を置く。

(課程主任会議の構成)

第11条 課程主任会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 委員長代理（指名があった場合）

(3) 副委員長

(4) 委員長補佐

(5) 委員 本研究科の課程主任10名

内訳 基礎医学領域：課程主任 5名

臨床医学領域：課程主任 4名

医科学領域：基礎医学領域の課程主任をもって充てる

病院経営学・管理学領域：課程主任 1名

2. 前項第5号の委員（課程主任）は、本研究科に所属する教授の互選により選考し、その選考結果を本委員会において審議し、承認された後に学長が任命する。

3. 委員長、委員長代理、副委員長及び委員長補佐は、本委員会の委員長、委員長代理、副委員長及び委員長補佐をもって充てる。

4. 委員長は、課程主任会議を招集し、その議長となる。

5. 委員長代理は、委員長の職務を代行できる。

6. 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を陪席させることができる。

(任期)

第12条 前条第1項第5号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 前項の委員に欠員を生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(開会及び議事)

第13条 課程主任会議は、原則として定期的に年6回開催する。ただし、必要ある場合は臨時に開くことができる。

2. 課程主任会議は、第11条第1項の委員の3分の2以上の出席をもって成立し、審議事項及び協議事項の決議には出席した第11条第1項の委員の過半数の賛成を要する。

3. 前項の決議を経た課程主任会議の協議事項は、委員長に報告し、本委員会の承認を得なければならない。

(審議事項)

第14条 課程主任会議は、本委員会から付託された学位論文の資格審査に関する事項を審議する。

(協議事項)

第15条 課程主任会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 科目履修に関する事項
- (3) 学位論文に関する事項
- (4) 入学試験に関する事項
- (5) 本委員会の諮問による事項に関する事項
- (6) その他、本研究科に関する重要事項に関する事項

(拡大課程主任会議)

第16条 課程主任会議の委員長が必要と認めるときは、拡大課程主任会議を開くことができる。

2. 拡大課程主任会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 委員長代理 (指名があった場合)
- (3) 副委員長
- (4) 委員長補佐
- (5) 委員 本研究科の課程主任及び拡大課程主任 24名  
内訳 基礎医学領域：課程主任5名、拡大課程主任5名  
臨床医学領域：課程主任4名、拡大課程主任8名  
医科学領域：基礎医学領域の課程主任及び拡大課程主任をもって充てる  
病院経営学・管理学領域：課程主任1名、拡大課程主任1名

3. 前項の委員長、委員長代理、副委員長、委員長補佐及び課程主任は、課程主任会議の委員長、委員長代理、副委員長、委員長補佐及び課程主任をそれぞれ充てる。なお、拡大課程主任は、課程主任がその領域の委員の中から推薦し、その結果を本委員会において審議し、承認された後に研究科長が任命する。

4. 拡大課程主任会議は、教育、外国語試験（論文博士）の合否に関する事項、研究問題等についての審議を行い、本委員会に報告することを目的とし、第14条に掲げる事項の審議は行わない。

（事務）

第17条 本委員会の事務は、学務部大学院学務課が行う。

（その他）

第18条 この規程に定めるもののほか、本委員会の運営等に関して必要な事項については、別に定める。

（改正）

第19条 この規程の改正は、理事会の決議による。

#### 附則

1. この規程は、平成26年9月1日から施行する。

2. 平成27年4月1日一部改正

3. 平成29年8月1日一部改正

ただし、平成28年9月1日以降、拡大課程主任会議で行われた外国語試験の合否の認定は、課程主任会議で行われたものとみなす。

4. 平成29年11月1日一部改正

5. 平成30年10月10日一部改正

6. 平成31年2月27日一部改正

ただし、第11条第1項第4号及び第16条第2項第4号の改正は、令和2年4月1日に発効する。

7. 平成31年4月1日一部改正

ただし、第11条第1項第5号及び第16条第2項第5号の改正は、令和2年4月1日に発効する。

8. 令和4年4月1日一部改正

9. 令和5年4月1日一部改正予定